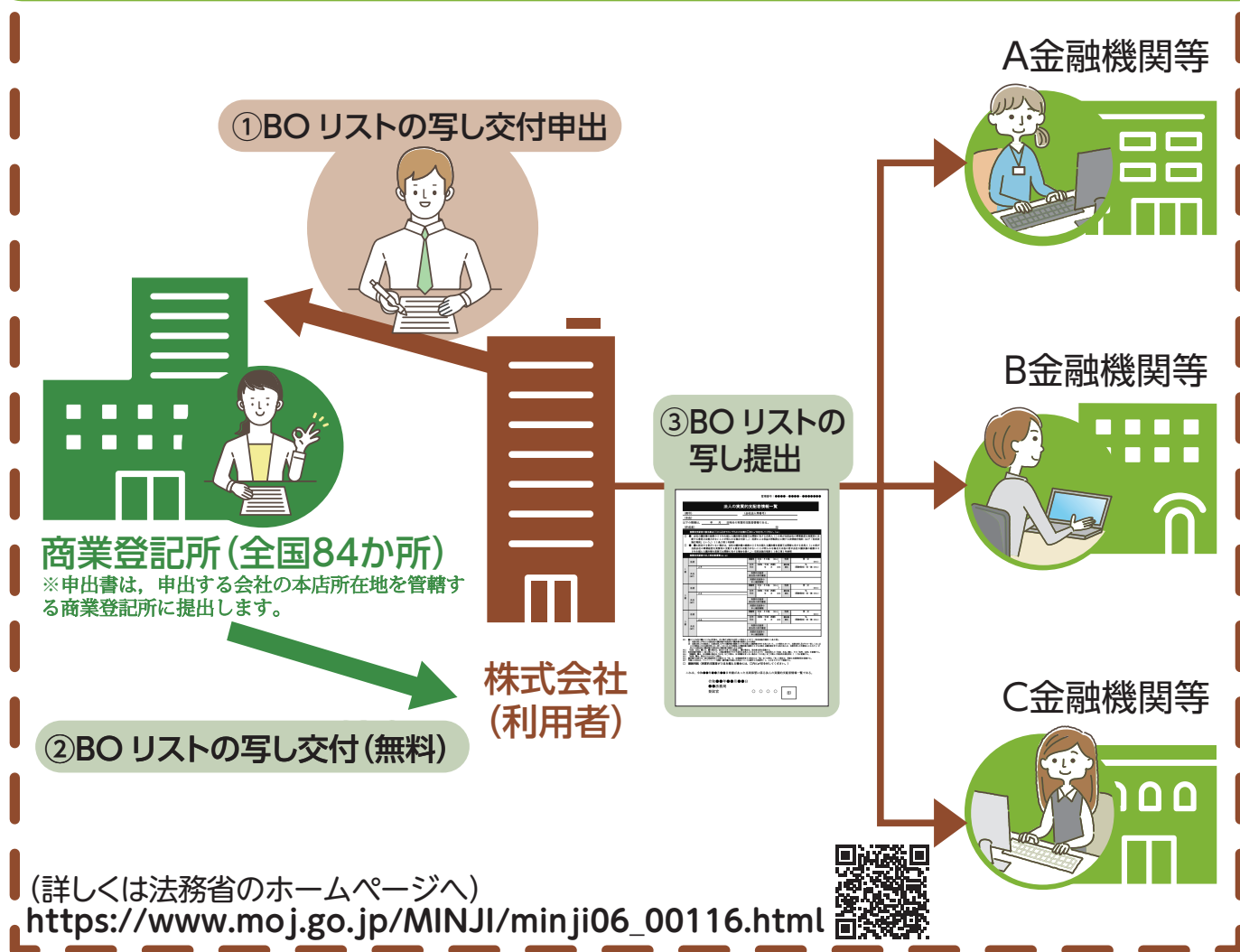


実質的支配者リスト制度

株式会社の申出により、商業登記所が、当該株式会社が作成した実質的支配者リスト(※)について、所定の添付書面により内容を確認して、その写しを発行する制度が始まります。

(※)実質的支配者リストとは、実質的支配者(Beneficial Owner。以下「BO」といいます。)について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいいます。

制度の概要



令和4年1月31日開始

名古屋法務局

本局(法人登記部門)

052-952-8111

岡崎支局

0564-52-6415

利用することができる法人

株式会社（特例有限会社を含む。）が利用することができます。

BOリスト制度の手続の流れ

BOリストの保管及び写しの交付の流れ

①申出（会社の代表者又は代理人）

- ①-1 BOリストの作成
- ①-2 申出書の作成
- ①-3 添付書面を用意
- ①-4 申出書・BOリスト・添付書面の提出

手数料無料，郵送による申出も可能
(郵送料は申出人負担)

②確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認，BOリストの保管
- ②-2 認証文付きのBOリストの写しの交付

③利用

③ 銀行等に提出

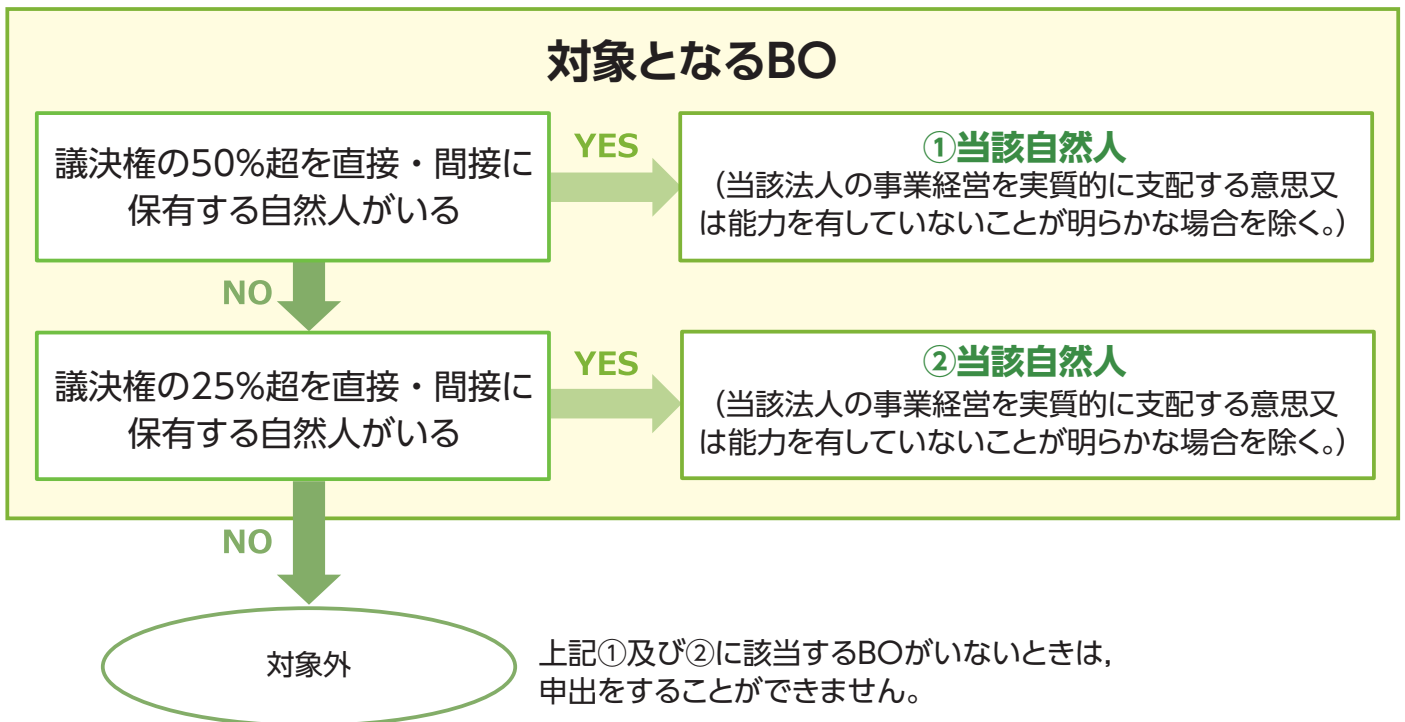
必要に応じて，再交付の申出も可能

添付書面

1. 株主名簿の写し 2. 代理権限を証する書面 3. 申出会社の代表者の本人確認書面 等

申出の対象となるBO

以下の①及び②が対象となります。



【参考】 間接保有の例

